

もしものときにも、きっと役立つ1冊です。

保存版

快適ガスライフの基礎知識

安心してガスをお使いいただくために



静岡ガス株式会社

お届けしているガスの種類は都市ガス13Aです

SHIZGAS
静岡ガスグループ

暮らしを守るガスの安全ルールをお伝えします。

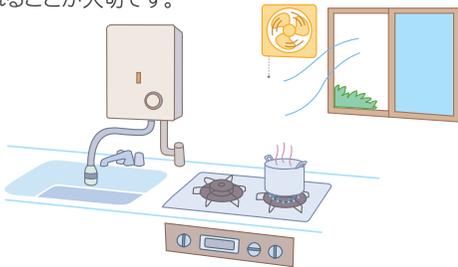
ガスを使う上での大切な生活習慣。 それが“換気”です。

ガスの炎に限らず、火が燃えるためには新鮮な空気(酸素)が必要です。

普段の環境でガスを燃やすと、生活に必要な“熱”が発生すると共に、二酸化炭素(CO₂)が発生します。二酸化炭素は、炭酸飲料の成分でもあり、人の吐く息にも含まれているものですので、基本的には問題のないものです。

ところが、閉めきった室内で火を使い酸素が不足してくると、不完全な燃焼により二酸化炭素が作られず、人体に有害な一酸化炭素(CO)が多く発生する可能性があります。

これを防ぎ、安全に火を使うために必要なことが“換気”。排気を含んだ室内の空気を外気と入れ替えて、燃焼に必要な酸素を取り入れることが大切です。



ガスの炎の色が“青い”ことは、正しく燃焼している証拠。炎の色が“赤”であったり“オレンジ”になっている場合は、不完全燃焼となっているサインです。



一酸化炭素中毒に注意しましょう

まんいち多くの一酸化炭素が発生し、それを体内に取り入れてしまうと一酸化炭素中毒になるおそれがあり、大変危険です。一酸化炭素とは一体どのようなものか、知っておくことも大切です。

- 一酸化炭素は、無色・無臭。気づきにくく、毒性は強力で、少量の吸引でも危険です。
- 軽い中毒症状は頭痛・吐き気など、風邪ににているようですが、手足がしびれて動けなくなることがあります。
- 重症になると、脳細胞を破壊したり、意識不明になったり、死亡にいたることもあります。

空気中の一酸化炭素濃度(CO(%))と吸引時間による中毒症状

CO(%)	呼吸時間による中毒症状
0.04	1~2時間で前頭痛や吐き気、2.5~3.5時間で後頭痛
0.16	20分で頭痛・めまい・吐き気、2時間で死亡
0.32	5~10分で頭痛・めまい、30分で死亡
1.28	1~3分で死亡

ガス・CO警報器

まんいちガスもれや不完全燃焼による一酸化炭素が発生した場合、ランプと警報音でお知らせします。24時間ガスもれやCO発生を監視する暮らしの見張り番です。また、火災が発生したときに、お知らせする機能のついた警報器もあります。



交換期限(5年)がすぎる前にお取り替えが必要です。ガスの種類によってはガス警報器とCO警報器をそれぞれ設置する必要があります。

異常に気がいたらすぐに連絡。

ガス臭い、警報器が作動したなど何か気がかりなことがある場合は、ガス事業者に連絡しましょう。

ガス事業者は24時間・365日の保安体制で緊急時に備えています。

不完全な燃焼は、換気が不十分である場合のほか、誤った方法でガスを使用した場合などにも発生します。

本書では皆さまがガスをお使いになる場面での、正しく使用するポイントをまとめておりますので、ぜひご確認ください。

目次

ガスの安全な使い方	3	ガス機器の設置	8~10
キッチン編	3	ガス設備の取り替え	11
バスルーム編	4	もしものときの対応	12~13
お部屋編	5	お客さま情報の取扱いについて	14~15
ガス機器の点検	6~7	ガス臭い場合	16



キッチンの安全ルールってなに？

ルール

1 ガスを使うときは“換気”。

換気扇を回すか、窓を開けましょう。



換気しない場合、燃焼に必要な空気(酸素)が不足して不完全燃焼となり、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。

ポイント

- 小型湯沸器は安全装置が付いていても必ず換気をしましょう。
- コンロや小型湯沸器が使用中に止まったら、再点火を繰り返さずガス機器購入店やメーカーへ点検を依頼してください。
- 換気扇が汚れていると換気能力が低下します。定期的な点検・清掃してください。

ルール

2 調理中はガス機器から目を離さない。

別の用事がある場合は、いったん火を止めましょう。



揚げものをしているときやグリルを使用しているときにその場を離れると、過熱に気づかず火災の原因になるおそれがあります。

ポイント

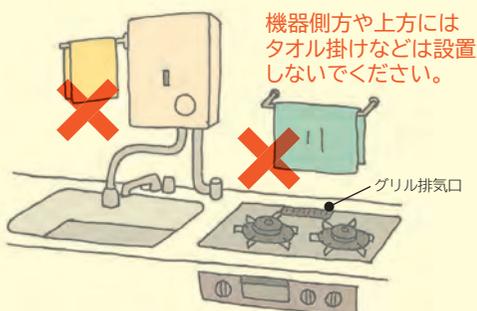
- 安全装置が付いていても、自分の目で確認することが大切です。
- 揚げもの調理は、天ぷら油過熱防止装置(センサー)の付いている側で行ってください。
- コンロの火が着衣に着火しないようご注意ください。
- メーカー純正品以外の部品(ガスコンロ用省エネルギーなど)の使用は、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起こす原因となる場合がありますので、注意しましょう。



ルール

3 ガス機器のまわりに燃えやすいものを置かない。

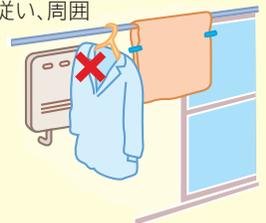
キッチンペーパーやタオルなどをガス機器のまわりに置かないようにしましょう。



炎や排気の熱で発火し、火災の原因になるおそれがあります。

ポイント

- ガス機器は取扱説明書の記載に従い、周囲との離隔距離を正しくとってください。
- 屋外機器の排気口付近にも可燃物を置かないようにしてください。





わが家のお風呂は大丈夫だろうか

ルール

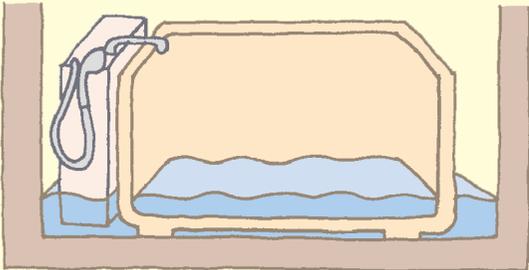
4 空だき注意。沸かす前に水栓確認。

追い焚きや湯沸しの際は、水量が十分あることを確認しましょう。



水量が足りないまま、湯沸しや追い焚きを行うと、過熱によりふろがまを傷めるだけでなく、火災の原因となるおそれがあります。

点火しにくくなった場合は無理に点火せず、点検を依頼しましょう。



未燃ガスに異常着火し、ガス機器を損傷するおそれがあります。

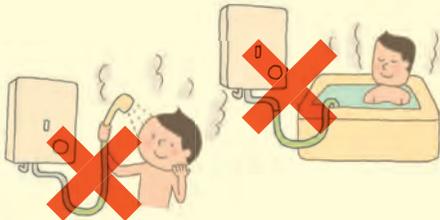
ポイント

- 点火がうまく行われないと、点火操作により放出される少量のガスが、一時的に機器内部にたまります。
- そのまま繰り返し操作を行うと未燃ガスが徐々にたまるため、点火された際に異常着火し、衝撃で機器が変形するおそれがあります。
- ふろがまが水につかると点火しにくくなる場合もありますので、おふろの排水口は、こまめにお掃除してください。

ルール

5 小型湯沸器をお持ちの場合のルール。

小型湯沸器は、ふろ・洗濯機へのお湯はり、シャワーや洗髪に使わないでください。



小型湯沸器を長時間連続使用すると、換気が足りず、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。

ポイント

小型湯沸器は燃焼に必要な空気を多く使います。長時間連続使用すると、換気を行っても燃焼に必要な空気が不足するおそれがありますので、絶対にお止めください。

ルール

6 衣類乾燥機をお持ちの場合のルール。

油分の付いた衣類を乾燥させないでください



<油分の例>
美容オイル、食用油、機械油、ドライクリーニング油、ベンジン、シンナー、ガソリン、セルロース系樹脂など



油の酸化発熱により自然発火し、火災の原因となるおそれがあります。

ポイント

- 油分の付着した衣類は、洗濯後でも油が完全に落ちていない場合があります。
- 衣類によっては乾燥機が使用できないものもあります。ご使用になられる前に衣類の「取り扱い絵表示ラベル」をご確認ください。

家族の安全はみんなで守りたい



ルール

7 暖房中も ときどき“換気”。

1時間に1～2回程度、新鮮な空気に入れ替えましょう。



換気しない場合、燃焼に必要な空気(酸素)が不足して不完全燃焼となり、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。

ルール

8 暖房機器は十分な距離をとって使う。

衣類などの燃えやすいものやスプレー缶を近くに置かないでください。
温風を長時間直接体にあてないでください。



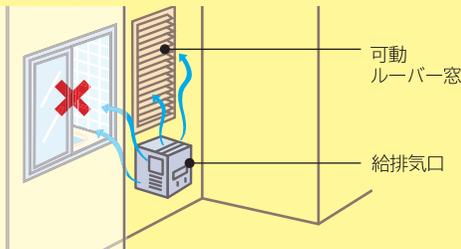
燃えやすいものやスプレー缶が高温になり、発火・爆発するおそれがあります。
また、温風を長時間直接体にあてると低温やけどになるおそれがあります。

ポイント

- 特に小さなお子さまなど、自分の意思で動けない方がいるご家庭では、長時間温風があたる場所で寝かせないように注意してください。

【キッチン、バスルーム、お部屋共通】ガス機器・給排気口の付近に窓がある場合

ガス機器使用中は、窓を閉めましょう。



排気が室内に流入し、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。

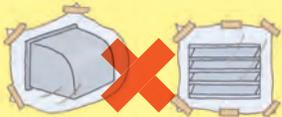
ポイント

- 燃焼した排気を直接屋外へ排出するガス機器や、屋内機器の排気口付近にある建物開口部(窓、換気口など)から排気が室内に流入し、不快なおいがかたり気分が悪くなるおそれがあります。
- 設置状況によっては、ガス機器等の移設が必要な場合があります。

工事を行う場合は、機器の使用にご注意ください。

ガス機器・給排気設備をビニールシートなどで覆った場合は、ガス機器を使用しないでください。

屋外に設置されたガス機器や屋内ガス機器の排気口を増改築により屋内化したり波板などで囲わないでください。



※増改築工事などで排気筒を取り外したり、塗装工事などで給排気設備を覆われることがあります。



排気が屋外に排出されず、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。



ガス機器が正常に着火しない場合、機器内部にたまった未燃ガスに異常着火し、ガス機器を損傷するおそれがあります。



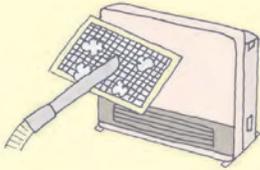
ガス機器の点検、最近やったかな？

ルール

9 ガス機器は定期的にお手入れを。

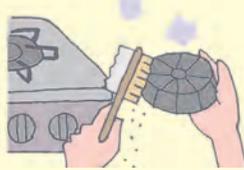
取扱説明書をよく読み、安全な使用や日常管理の方法を確認しましょう。
ガス機器や給排気設備は、ときどき清掃、点検しましょう。

暖房機器



機器背面にあるエアフィルターを定期的にお掃除しましょう。

テーブルコンロ



バーナーが目詰まりしないよう、時々器具ブラシなどでお掃除しましょう。

小型湯沸器



小型湯沸器の上部(防熱板の下)に汚れや詰まりがないかチェックしましょう。汚れや詰まりがある場合や使用中に火が消えてしまう場合は、メーカーまたはガス機器購入店に点検・修理をお申し込みください(有償)。



ガス機器ご使用時に不快な臭い、炎のあふれ、機器本体の異常な過熱、異音、排気口の周辺がすすけているなどがあれば、ただちに使用を中止し、メーカーまたはガス機器購入店に点検・修理をお申し込みください。不完全燃焼による一酸化炭素中毒または異常燃焼による火災の原因となるおそれがあります。

排気筒(煙突)

排気筒(煙突)内に鳥が巣を作っていませんか？

地震・台風・強風・大雨・大雪のあとは、排気筒(煙突)のはずれや、壊れないかどうか確認してください。

給気口がふさがっていませんか？



排気筒(煙突)のはずれ、穴あき、詰まりはありませんか？



いずれも放置しておくと、ガス機器が正常に燃焼しない、あるいは排気が室内に流入するなどして、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。

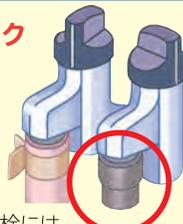
ポイント

- 異常を見つけた場合は、ただちに使用を中止し、ガス機器購入店に点検・修理をお申し込みください。
- 隠ぺい部に設置されている排気筒(煙突)も点検してください。腐食により穴が開いたりはずれたりすると、排気が室内に入り込み、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。

こんなところも要チェック



ひび割れや固くなったもの、古いゴム管はお取り替えください。



使わないガス栓にはガス栓キャップをかぶせてください。*

※ ガス栓キャップは、お使いにならないガス栓の口部に傷や汚れがつくことを防止するためのものであり、ガスを止めるために設置するものではありません。お使いにならないガス栓は、誤って開けないように注意してください。



特別な点検制度があるんだって!

※ガス機器の安全性向上に伴い、2021年8月以降、ガス機器は特定保守製品から除外され、長期使用製品安全点検制度の対象*となりました。詳細は、各ガス機器メーカーのHP等をご確認ください。
 (*ガス機器以外にもFF式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機が対象から除外されました)

今一度ご確認を

「特定保守製品」をご購入されたお客さまは、
 「長期使用製品安全点検制度」の対象となります。

製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。経済産業省の「長期使用製品安全点検制度」では、消費者自身による点検が難しく、経年劣化による重大事故のおそれが多い以下の製品を特定保守製品に指定しています。

対象製品を購入した際は、所有者登録を行って下さい。登録すると適切な時期にメーカーから点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

	都市ガス・LPガス	石油	電気
対象商品 (特定保守製品)			<ul style="list-style-type: none"> 石油給湯器 石油ふろがま FF式石油温風暖房機
	屋内式ガス瞬間湯沸器 屋内に設置してあるガス瞬間湯沸器	屋内式ガスふろがま 屋内に設置してあるガスふろがま	<ul style="list-style-type: none"> ビルトイン式電気食器洗機 浴室用電気乾燥機

※特定保守製品には、機器本体またはリモコンに「特定保守製品」と表示されています。

購入から点検までの流れ

- 販売者から点検制度についての説明を受けます。
 ※工務店、不動産販売業者からの場合もあります。
- 所有者票を返送します。(所有者登録)
- 点検時期が来たら通知が届きますので、点検を依頼します。
 ※点検には料金がかります。
- 点検を受けます。

- 屋内に設置されているガス機器のほか、屋外に設置されている製品や平成21年4月1日より前に製造・輸入された対象製品についても、点検可能ですので、メーカーにお問い合わせください。(製品によっては、点検結果で整備が必要な場合に整備用部品がない場合があります)
- 賃貸住宅・アパートなどで製品を家主さまが設置・所有している場合には、家主さまが所有者登録・点検のお申し込みをしてください。
- 所有者登録をいただいた情報は、点検通知、リコールなどの製品安全に関するお知らせに使用いたします。
- 点検時期の通知を受けるためには、所有者情報の正確な登録が必要です。登録が済んでいない場合や変更が必要な場合には早めにメーカーへお知らせください。
- 所有者登録にご不明な点がございましたら、特定製造事業者(メーカー)へお尋ねください。
- ガス製品を安心して長くご使用いただくためにも、法定点検の他に定期的な点検をおすすめします。

特定製造事業者 連絡先			
(株)ガスター 点検センター	0120-642-109	(株)パロマ お客様センター	0120-378-860
(株)世田谷製作所 営業部管理課	03-3707-5531	モリタ工業(株) サービス課	0120-446-252
(株)タイハイ 本社	0256-92-7788	リンナイ(株) 製品点検センター	0120-493-110
パーパス(株) 点検受付センター	0120-323-884	大阪ガス(株) お客さまセンター	0120-0-94817
(株)長府製作所 点検連絡窓口	0120-921-971	東京ガス(株) お客さまセンター	03-3344-9199
(株)ノーリツ コンタクトセンター	0120-911-026	東邦ガス(株) 特定保守製品点検センター	0120-872-909
(株)ハーマン 点検受付センター	0120-780-137		

本制度のお知らせは、
 経済産業省ホームページで
 ご覧いただけます

制度については

http://www.meti.go.jp/product_safety

上記以外のメーカーの場合: 一般社団法人 日本ガス石油機器工業会 03-3252-6101

もしくは [製品安全ガイド](#) [検索](#)

ガス機器を選ぶ際の注意事項は何だろう？



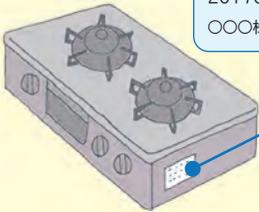
ルール

10 ガス機器を買う前にガスの種類を確認。

当社がお届けしているガスは、**都市ガス「13A」**です。

ガスの種類にあったガス機器を購入し、使用してください。

AB-120-(a)1	型式
都市ガス用13A	適応するガスの種類
000kW(000kcal/h)	ガス消費量
201704-0001	製造年月・製造番号
000株式会社	メーカー名



ガスの種類とあっていないと、正常な燃焼をせず、不完全燃焼による一酸化炭素中毒または異常燃焼による火災の原因となるおそれがあります。

ポイント

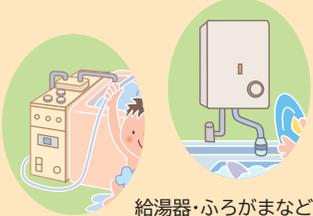
- ガス機器には、適応するガスの種類を示したラベルが貼られています。
- 新しくガス機器をお買い求めになるときのほか、**今までご使用になられていなかったガス機器をお使いになるときも**、ガスの種類とあっているか、必ず確認してください。
- お引越しの際は、お引越し先のガスの種類を確認してください。（ガスの種類は、引越し先でご契約されたガス事業者から、通知されます）
現在当社がお客さまにお届けしているガスには一酸化炭素は含まれていません。

ルール

11 ガス機器の設置は販売店へ相談。

固定して使用するガス機器は、お客さまご自身で設置しないでください。

固定して使用するガス機器の場合の一例



給湯器・ふろがまなど

ポイント

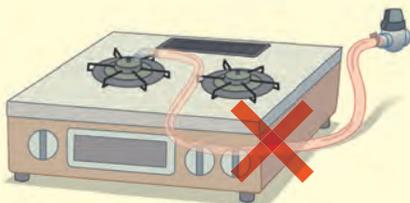
- 固定して使用されるガス機器の設置には、安全性などの面から、最新の知識や専門的な設置技能が必要です。
- 特に屋内にふろがまなど一部のガス機器を設置する場合は、法令により適正な給排気設備の設置が義務付けられており、工事を行う場合は国で定められた資格が必要です。対象となるガス機器または設置工事の方法は、ガス機器販売店にお問い合わせください。
- 圧縮ガス（酸素・空気など）を併用する特殊な機器をご使用になられる場合は、事前にガス事業者へ連絡してください。



ガス機器が正しく設置されない場合、接続箇所からガスがもれ、着火・爆発の原因となるおそれがあります。

また、燃焼した排気ガスが屋内に入り込み、一酸化炭素中毒となるおそれがあります。

接続具がコンロ下などの高温部に近づかないように接続します。

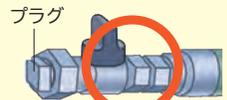


ゴム管は、適切な長さで使用してください。

不使用のネジガス栓には、必ずプラグを取り付けます。



プラグが付けられていない



使われていないネジガス栓にはプラグを取り付けてください。

※プラグが取り付けられていない場合はガス事業者にご連絡ください。



接続のしかたは？

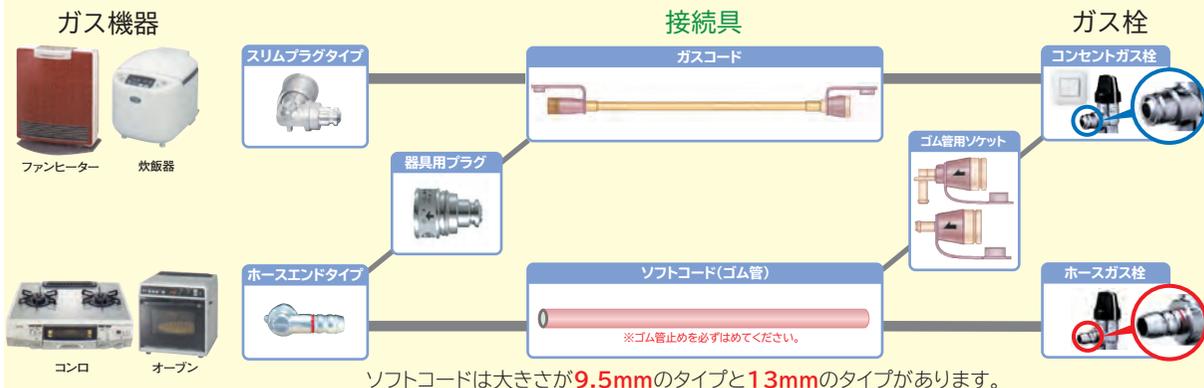
ルール

12 ガス機器を接続するときは“形”と“大きさ”を確認。

ガス機器・ガス栓の接続口のタイプはそれぞれ2種類。接続器具をガス機器・ガス栓へつなぐときは形状やサイズを確認し、それぞれにあったものを使用してください。



形状やサイズがあっていないものを接続した場合、接続箇所からガスがもれ、着火・爆発の原因となるおそれがあります。



ポイント

- 記載されているガス機器は一例です。ガス機器を購入される際に、接続口の形と大きさをご確認頂き、必ず取扱説明書をよくお読みいただいてから、接続してください。
- 上記以外の接続方法については、ガス機器購入店へお問い合わせください。

ガス栓への取り付け方

〈コンセントガス栓〉

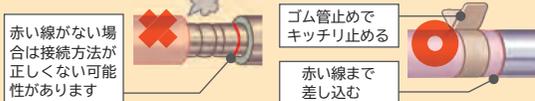
接続面にごみなどの異物がないことを確認して確実に接続してください。

ソケットに無理な力がかけられないよう適切な種類を選んでください。



〈ホースガス栓〉

ゴム管は赤い線までキッチリ差し込んでください。



ガス機器とガス栓をつなぐ場合は、接続具を必ずガス機器側からつないでください。

誤った接続による事故が発生しています。

大きさ9.5mmのホースエンドタイプのテーブルコンロ接続口に、誤って大きさ13mmのソフトコードを接続したためガスもれが発生。テーブルコンロの火をつけた際、もれたガスに引火し接続具を焼損した。

● 接続不可例

9.5mm 13mm



テーブルコンロを使用する際に、ホースガス栓に誤ってゴム管用ソケットをつなげたソフトコードを接続していたため、ガスもれが発生。テーブルコンロ使用中に、もれたガスに引火し、接続具を焼損した。

● 接続不可例





最新のガス機器、かなり進化してるね

より安全性能の高い機器へのお取り替えをおすすめします。

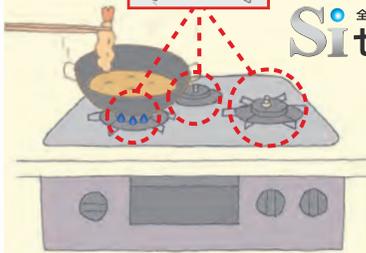
センサーコンロ

現在製造されているコンロは、すべてのバーナーに、煮こぼれや点火ミスなどで火が消えたときにガスをストップする立ち消え安全装置、天ぷら油の温度が約250℃になると、ガスを止め火災を防止する調理油過熱防止装置、消し忘れ消火、早切れ防止機能など、安全便利機能を搭載しています。



「センサー」で
天ぷら油の過熱などを防止

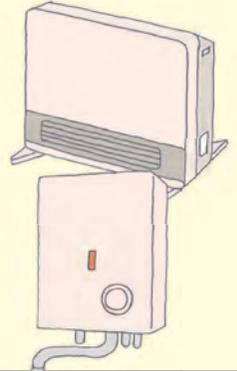
Si 全ロセンサー搭載
センサーコンロ



不完全燃焼防止装置付 ※1

ファンヒーター

フィルターの目詰まりなどで新鮮な空気が不足したら、異常を検知し自動的にガスを止めます。



小型湯沸器

ほこりによる熱交換器の目詰まりなどがあつたとき、炎の異常を検知し、自動的にガスを止めます。

不完全燃焼防止装置付

使用方法

- (点火・出湯)時(消火・出湯停止)
- プッシュボタンをいっぱい押ししてください。バーナーに着火しお湯が出ます。(水)の位置では水が出ます。
- 再度プッシュボタンを押してください。お湯(水)が止まり消火します。

※1. 不完全燃焼防止装置付の機器でも、お使いになるときは必ず換気してください。

ソフトコード ※2

赤・青ゴム管にかわり、耐久性が向上したソフトコードが販売されています。現在赤・青ゴム管を使用されている場合は、早急にソフトコードにお取り替えください。



※2. ソフトコードやガスコードでも外観に傷や溶けなどの異常が見られるときは、お取り替えください。
 ※3. 絹巻ラセン管からガスコードにお取り替えされる場合は、別途接続用部品が必要となる場合があります。詳しくは販売店にお問い合わせください。

ガスコード ※2 ※3

絹巻ラセン管にかわり、耐久性が向上したガスコードが販売されています。現在絹巻ラセン管を使用されている場合は、早急にガスコードにお取り替えください。



金網ストーブはファンヒーターへのお取り替えをおすすめします。

お取り替えおすすめ

- 赤熱面(金網部分)に変形や、やぶれなどの異常がある場合は、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となるおそれがあります。
- 不完全燃焼防止装置付のファンヒーターなどへお取り替えください。
- 暖房シーズン前に点検をおすすめします。



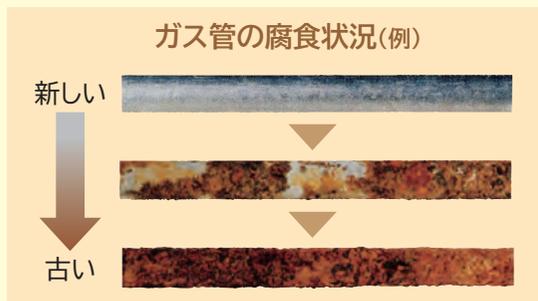


古いガス設備や機器、心配だなあ

ルール

13 古くなったガス管は交換。

土の中に埋められている白ガス管(亜鉛メッキ鋼管)は、交換しましょう。



場所に合わせ最適なガス管にお取り替えます。



ポイント

- お取り替えをご検討いただきたいのは、**お客さまの所有物となる敷地内のガス管**です。お取替えは有償で行わせて頂きます。
- 現在ガス管の材料として使用されているポリエチレン管や被覆鋼管は、腐食や地震に強く、地震対策としても有効です。
- 場所に合わせた、最適なお提案させていただきますので、ガス事業者までお問い合わせください。

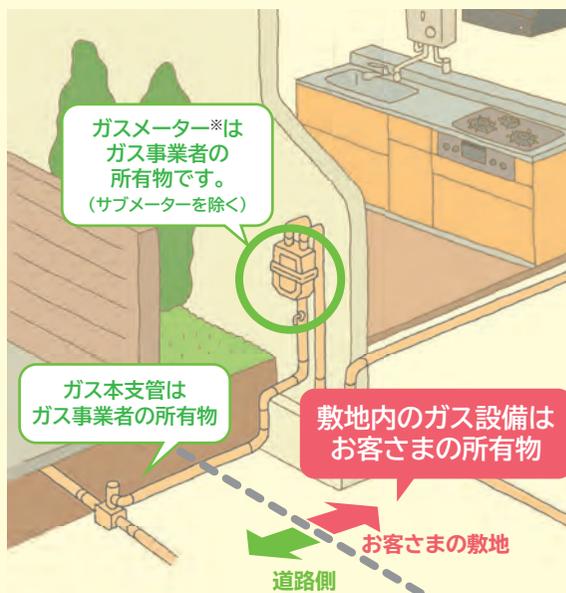


〈白ガス管とは?〉

鋼管表面に亜鉛メッキを施したガス管をいいます。白ガス管は、強度・耐食性・施工性等を兼ね備えたガス管の材料として昭和20年代から一般的に使用されてきました。

長年土の中に埋められた白ガス管は、土の性質や水分などの影響により徐々に腐食が進行し、ガスもれが発生する場合があります。

※土質や環境により腐食の度合いが異なります。

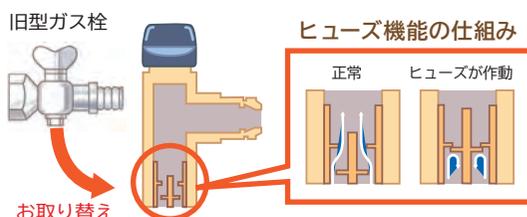


※ガスメーターは計量法に基づき、検定満期となる前にガス事業者がお取り替えいたします。(10年または7年)

※改装や敷地内を掘る工事をされるときはガス事業者へご連絡ください。安全に工事して頂くために、アドバイスさせていただきます。

古いタイプのガス栓も お取り替えをおすすめします。

現在新しく取り付ける場合に使用されているヒューズガス栓は、まんいちゴム管がはずれたりした場合、自動的にガスを止める機能がついています。



もし地震・台風など自然災害がおきたらどうする？



ルール

14 地震のときは、身の安全を最優先に。

まずは身の安全を確保しましょう

まずは机の下に身を隠すなどをしてください。震度5相当以上の地震の場合は、ガスメーター（マイコンメーター）が自動的にガスをしゃ断します。あわてず落ち着いて行動しましょう。



揺れがおさまったら ガスの火を消してください

ガス機器を使用していた場合、ガス機器のスイッチを止めて、ガス栓を閉めてください。



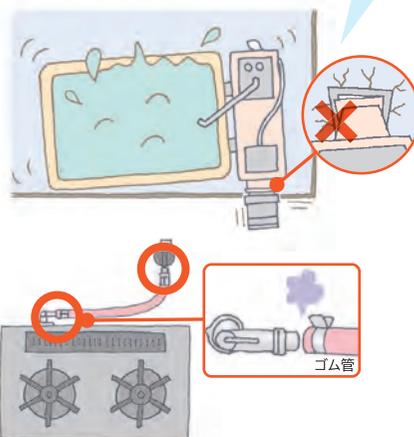
自然災害のあと、ガスをふたたび使うとき

次のことを確認してください。

- ☑ ガス機器周囲でガスの臭いがしないか
- ☑ ガス機器本体に変形・破損など異常がないか
- ☑ 煙突式などの屋内外の給排気設備に異常がないか
(はずれ・凹み・穴あきがないか目視で確認してください。)
- ☑ ガス接続具が正しく接続されているか
(接続具に外れがないか目視確認してください。)



給気口がふさがっていませんか？



※停電等で換気設備が稼働しない場合は、一酸化炭素中毒事故のおそれがありますので、窓を開けるなど換気に十分ご注意ください。

⚠ 注意

- 異常を確認した場合は、一酸化炭素中毒や火災などの事故のおそれがありますので、お買い求めになった販売店やメーカー、ガス事業者へ連絡し、点検・修理を依頼してください。
- ガス機器を使用していて目がチカチカしたり、気分が悪くなったり、不快な臭いがした場合は、**ただちに使用を中止し、修理の手配をしてください。**



もしガスが止まったらどうする？

ルール

15 ガスが出ないときは、ガスメーターを確認。

ご家庭の全てのガス機器が使えない場合は、ガスメーターの表示ランプを確認してください。

点滅している場合は、**周囲がガス臭くないことを確認**してから、復帰の手順を行ってください。

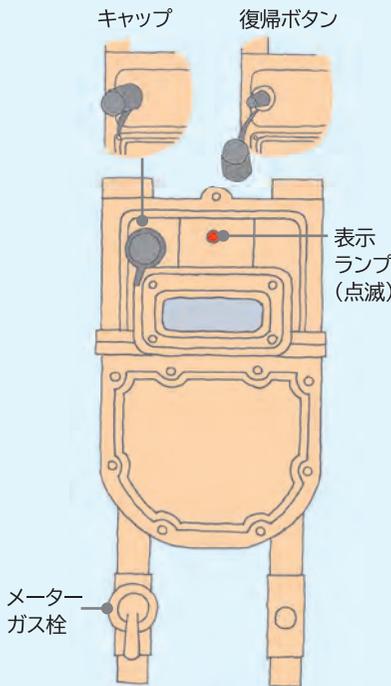
まんいちガス臭い場合は、復帰の手順を行わず、すぐにガス事業者へ連絡してください。

ガスメーターには、次のような場合に安全装置がはたらいて自動的にガスを止める機能があります。安全装置がはたらいた場合、表示ランプ(赤)が点滅します。

- 大きな地震が発生した場合
- 多量にガスがもれた場合
- ガスの圧力が所定の値より低くなった場合
- 機器を長時間使用した場合※

※お湯の沸かしすぎや鍋がこげるのを防止するものではありません。

復帰の手順



1 器具栓を閉じるか、運転スイッチを切り、すべてのガス機器を止めてください。
屋外の機器も忘れずに。

使っていないガス栓は閉まっていることを確認してください。このときメーターガス栓は閉めないでください。



2 復帰ボタンのキャップを手で左に回し、キャップを外してください。



3 復帰ボタンを奥までしっかり押して、表示ランプが点灯したらすぐに手を離す。

復帰ボタンが元に戻り、表示ランプが再点滅します。その後、キャップを元に戻しておきます。



4 約3分間お待ちください。

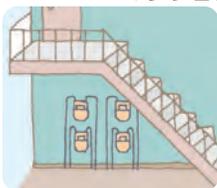
この間ガスもれがないか確認していますので、ガスを使わないでください。3分経過後に、再度ガスメーターをご確認頂き、表示ランプの点滅が消えていれば、ガスが使えます。

※3分経過後も、ガスが止まったままで表示ランプが点滅している場合は、ガス機器の止め忘れやガスもれが考えられますので、もう一度ガス栓の閉め忘れやガス機器の止め忘れがないか確認してください。

※正常に復帰しない場合や、不明な点がある場合はガス事業者へ連絡してください。

▶ ふだんからガスメーターの位置を確認してください

マンション・アパートの場合



一戸建ての場合



静岡ガス プライバシーポリシー

1. お客さま情報の保護についての考え方

静岡ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーをはじめ、当社の商品・サービスを安全、安心してご利用いただくための各種業務を円滑に行うため、各種のお申込みの受付、保安点検、機器販売、各種工事等の機会に、当社が直接又は業務委託先等を通じて、お客さま等の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等（以下「個人情報」といいます。）を収集・利用させていただいております。当社は、個人情報の保護を重要な社会的責務と認識し、この責務を果たすため、個人情報を以下の内容に従って取り扱います。

2. 利用目的について

当社では、お客さま情報を次の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給及びその普及拡大
- (2) エネルギー供給設備工事
- (3) エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の保安
- (4) 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- (5) エネルギー消費機器・警報器等の機器及び住宅設備・生活関連商材の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- (6) 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積、教育、研究開発
- (7) その他上記(1)から(6)に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

3. お客さま情報の第三者への開示・提供について

「2. 利用目的について」に記載した場合及び以下のいずれかに該当する場合を除き、お客さま情報を第三者へ開示又は提供いたしません。

- (1) ご本人の同意がある場合
- (2) 法令に基づき開示・提供を求められた場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難である場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることが困難である場合
- (5) 国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (6) 次項 4. に掲げる者に対して提供する場合

4. お客さま情報の共同利用について

共同利用その1

当社及び静岡ガスグループ各社は、下記のとおりお客さまの個人情報を共同利用いたします。

【共同して利用するお客さま情報の項目】	
<ul style="list-style-type: none">・お客さまの氏名、住所、電話番号等の基本情報・エネルギー利用状況に関する情報・保安・修理に関する情報・エネルギー消費設備・機器・建物等の情報・エネルギー消費機器等のリース契約情報・工事に関する情報・販売に関する情報	
【共同して利用する者の範囲】	
静岡ガスエネルギー株式会社 静岡市駿河区池田 50-5 静岡ガス&パワー株式会社 富士市津田 260-12 静岡ガスサービス株式会社 静岡市駿河区池田 50-5 静岡ガスクレジット株式会社 静岡市駿河区八幡 1-5-38 下田ガス株式会社 下田市中 467 佐渡ガス株式会社 新潟県佐渡市春日 183 中遠ガス株式会社 掛川市中央 1-18-1 島田ガス株式会社 島田市横井 4丁目 16番 32号 エネリア各店 —	静岡ガスリビング株式会社 静岡市駿河区八幡 1-5-38 静岡ガス・エンジニアリング株式会社 静岡市駿河区池田 28 静岡ガス保険サービス株式会社 静岡市駿河区八幡 1-5-38 吉田ガス株式会社 山梨県富士吉田市下吉田 6-5-1 信州ガス株式会社 長野県飯田市箕瀬町 3-2700 袋井ガス株式会社 袋井市高尾 1940-1 御殿場ガス株式会社 御殿場市川島田 600 清水エール・エヌ・ジー株式会社 静岡市清水区袖師町 1900

【利用する者の利用目的】
「2. 利用目的について」に掲げる業務
【お客さま情報の管理について責任を有する者】
静岡ガス株式会社

共同利用その2

当社は、下記のとおり、ガス小売事業者及び一般ガス導管事業者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。当社は、共同利用の目的のために共同して利用するお客さま情報の項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全てのガス小売事業者及び一般ガス導管事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

【共同して利用するお客さま情報の項目】
<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの氏名、住所、電話番号及び小売供給契約の契約番号の基本情報 ・供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、メーターガス栓位置、検針情報、使用量情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報の供給地点に関する情報 ・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報
【共同して利用する者の利用目的】
<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給契約の締結、変更または解約 ・小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）の廃止取次及び供給者切替に伴う消費機器等の保安に関する情報の提供 ・供給地点に関する情報の確認 ・ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行 ・消費機器調査の結果の通知
【共同して利用する者の範囲】
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス小売事業者（※1） ・一般ガス導管事業者（※2） <p>※1 ガス小売事業者とは、ガス事業法第6条第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者をいいます。事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ（https://www.enecho.meti.go.jp/）をご参照ください。</p> <p>※2 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法第35条の許可をうけた事業者をいいます。</p>
【上記お客さま情報の共同利用の管理責任者】
<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま氏名等の基本情報については、小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けているお客さまに関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者） ・供給地点特定番号等の供給地点に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む） ・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報については、小売供給契約を締結しているガス小売事業者

5. お客さま情報の照会・訂正等について

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報に関する照会や、訂正、追加については、お申し出いただいた方がご本人であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で照会への回答、情報の訂正をいたします。

6. お客さま情報の消去について

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報の一部または全部を消去した場合、ご要望に沿ったサービスの提供ができなくなることがありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。（なお、関係法令に基づき保有する情報については、消去のお申し出には応じられない場合がございます。）

7. 法令等の遵守について

当社は、お客さま情報の保護に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記における取り組みを必要に応じて見直し、その改善に努めます。

8. お客さま情報の受付窓口

【お電話でのお問い合わせ】

お客さまコンタクトセンター 0570-020-161（ナビダイヤル）

【インターネットでのお問い合わせ】

当社ホームページ内「その他のお問い合わせ」フォームよりお問い合わせください。

※法令の改正等にあわせて、プライバシーポリシーを変更する場合がございます。最新のプライバシーポリシーにつきましては、ホームページをご確認ください。



なんだかガス臭い！最初にすることは？

ルール

16 ガス臭い場合はすぐに連絡。

ガス警報器が作動したり、ガス臭いと感じたときはすぐにガス事業者へご連絡ください。

屋外で…



共用部で…



お部屋の中で…



ガス臭いと感じた時の手順

● 火気は絶対使用しないでください。



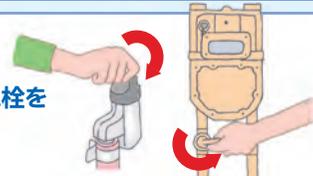
● 着火源となる換気扇、電灯などのスイッチに絶対手を触れないでください。



▶ 窓や戸を大きく開けましょう



▶ ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう



すぐにガス事業者へ連絡してください！

静岡ガス株式会社

ガス漏れ等、緊急の連絡先(24時間365日対応)

ガスもれ通報専用電話  **0570-099-189**

※ガスもれ等の緊急の場合は、ガスもれ通報専用電話にご連絡ください。

一般のお問い合わせ先

お客さまコンタクトセンター  **0570-020-161**

【受付時間】 月～金：8：45～19：00 土日祝日・年末年始(12/29～1/4) 5/1：8：45～18：00

- 夜間は、自動音声がかかりますので、音声の指示に従ってください。
- 一部のIP電話などナビダイヤルをご利用にならない場合は、以下の番号におかけください。

静岡
TEL 054-285-2111

富士・富士宮
TEL 0545-52-2260

東部(沼津・三島他)
TEL 055-927-2811



▶ もしものために暮らしを見張ります ガス事業者の主な保安体制

365日・24時間保安体制…ガスもれ、ガス事故などの緊急時に備えて、係員と緊急車が常時待機しています。

保安点検…法令に基づき定期的にお客さま宅にお伺いし、ガスもれ点検や給排気設備の調査を行っています。